

年末調整の個別相談会は 1月10日まで

〈年末調整とは〉

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額（年税額）と一致しないのが通常です。

その1年間の給与総額が確定する年末に納めなければならぬその給与総額についての税額（年税額）とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

●期間

平成29年12月11日～平成30年1月10日（第2、第4土・日曜・祭日を除き、第1、第3土曜日は、午前9時から12時まで。尚、平成29年12月29日～平成30年1月4日までは休業となります。）

●会場

練馬西青色申告会事務所

●必要な書類

一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は10月下旬に送付されております。）、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）。